

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	27	担当課	男女参画・子育て支援課
法令名	児童虐待の防止に関する法律 児童虐待の防止に関する法律施行規則	根拠 条項	12の4-1 3	不利益処分の 種類	虐待を行った保護者に対する児童への接近禁止命令
(関係法令)					
児童虐待の防止等に関する法律					
第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかしてはならないことを命ずることができる。					
児童虐待の防止等に関する法律施行規則					
第3条 都道府県知事が法第12条の4第1項の規定に基づき命令する場合における期間は、初日を含めて6月を超えない期間とする。					
2 都道府県知事は、法第12条の4第1項の規定による命令をしたときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。					